

竜王町保育所等入所実施基準指数表								
番号	A. 基準指数（父・母の状況）				点 数			
	類 型	細 目				父	母	
1	居宅外就労	外 勤	月２０日以上かつ１日７時間以上の就労を常態			10	10	
			月２０日以上かつ１日５時間以上の就労を常態			8	8	
			月１６日以上かつ１日４時間以上の就労を常態			6	6	
			上記以外の場合で月４８時間以上の就労			4	4	
	居宅内就労	自 営 農 業	月２０日以上かつ１日７時間以上の就労を常態			10	10	
			月２０日以上かつ１日５時間以上の就労を常態			8	8	
			月１６日以上かつ１日４時間以上の就労を常態			6	6	
			上記以外の場合で月４８時間以上の就労			4	4	
2	妊娠・出産	出 産	（おおむね産前２ヵ月、産後３ヵ月間）				7	
3	疾病・障がい	疾 病	入 院			10	10	
			通 院			3	3	
			居 宅	常時病臥、精神性障害		10	10	
				一般療養		5	5	
		心身障害者	身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ			10	10	
			身体障害者手帳３級・４級、療育手帳Ｂ			8	8	
			身体障害者手帳５級・６級			3	3	
			4	介護・看護	病院等付き添い	常時付き添い		
上記以外の場合						5	5	
居 宅	重度心身障害者、寝たきり老人の介護等					10	10	
	上記以外の場合				5	5		
	5	家庭の災害			災害による家屋の損害等			10
6	求職中	求職活動を継続的に行っている場合（認定期間は９０日）			2	2		
7	就学等	就学、技能取得などのため通学している場合			6	6		
8	虐待・ＤＶ	児童虐待、ＤＶを受けている（恐れがある）場合			20			
9	育児休業期間に よる継続利用	既に保育を利用している子どもがいて育児休業取得中に継続して保育が必要である場合（対象：３歳児クラス以上）			8	8		
10	その他	特に保育が必要とする緊急度が高いと町長が認める場合			※			
※については、事情に応じて決定する。								
番 号	B. 調整指数				点 数			
	類 型	細 目						
11	ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭等			＋12			
12	生活保護世帯	就労することにより自立支援につながる場合			＋１			
13	滞納	町や施設に相談なく在園児（又は卒園児）の保育料に未納がある場合			－10			
14	兄弟姉妹の 状 況	入所予定以外の児童を１人保育できる場合			－２			
		入所予定以外の児童を２人以上保育できる場合			－３			
15	その他	保育士、または幼稚園教諭の資格を有し認可保育施設ですでに就労、または就労予定である場合（就労証明書No.13に明記されている事）			＋４			
【優先度合判断基準】								
① 入所希望月の早い児童を優先する。								
② 入所待機期間の長い児童を優先する。								
③ 父母の基本点数のうち低いほうを比較し、基本点数の高い児童を優先する。								
④ 兄弟姉妹で同一の保育所等の利用希望を優先する。								
⑤ 祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している方を優先する。								
【選考過程】								
A. 基準指数（父・母の状況）の点数は、父母で２０点満点とし、複数の項目に該当する場合は、高い方の点数とします。さらに、B. 調整指数については、該当する項目があれば加減算します。								
優先度合基準により選考する。（数字が小さい事由をより優先する。）								
点 数 表	A. 基準指数			B. 調整指数	合計 A＋B			
	父	母	計					